

発議第1号

令和6年3月22日

愛西市議会議長 杉村 義仁 殿

議会運営委員会
委員長 近藤 武

愛西市議会基本条例の一部改正について

愛西市議会基本条例の一部を改正する条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定に伴い、必要な事項を条例で定める必要があるからである。

愛西市議会基本条例の一部を改正する条例

第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第7章中第24条の次に次の1条を加える。

(政務活動費)

第25条 政務活動費の交付を受けた議員は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めます。

2 愛西市議会政務活動費の交付に関する条例(令和6年愛西市条例第4号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた議員は、これを適正に執行します。

3 議会は、政務活動費の使途等について公開します。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。